

(59) 自筆証書遺言の保管者や自筆証書遺言を発見した相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なく、その遺言書を()に提出して、その検認を請求しなければならない。

- 1) 公証役場
- 2) 家庭裁判所
- 3) 法務局

覚えて!

(60) 平成27年中に開始した相続において、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」により、特定事業用宅地等に係る本特例の適用対象面積は、()までの部分である。

- 1) 200㎡
- 2) 330㎡
- 3) 400㎡

相続税で住んでいる
家を手放す場合にもいふように、

居住用	330㎡	80% off
事業用	400㎡	80% off
貸付用	200㎡	50% off

覚えて!